

JT 社長 木村宏殿
財務大臣 与謝野馨殿

NPO 法人 日本禁煙学会 理事長
作田 学

JT は、まやかしの CSR 活動（企業の社会的活動）をただちにやめるべきである

記

日本政府も賛成し、全世界が一致して承認したFCTC（タバコ規制枠組み条約）の第13条のガイドラインによれば下記のようにタバコ産業のCSR活動は禁止すべきものとしている。

PM社、BAT社はこれに真っ向から反対しない態度を見せているにもかかわらず、JT1社が突出してまやかしのCSR活動をおこなっているのは問題である。

<http://www.jti.co.jp/JTI/csr/report/index.html>

JT は企業として、喫煙者（国民）の健康を直接的に害し、さらには全くタバコと関係のない国民の健康をも受動喫煙で害する商品売っているのだから、社会的責任（SR：Social responsibility）という観点からすると、反社会的な行為を企業ぐるみで行っていることになる。

企業が利益追求をする場合に、企業はその活動についてステークホルダー（利害関係者：株主のみならず、消費者や社会全体）に説明責任があり、説明できなければ信頼が得られず持続可能な企業活動ができなくなるというのが CSR の根本的な考え方である。

JT はタバコの嗜好性のみを強調し、健康被害について国民に対し基本的な説明責任をいっさい果たしていない。CSR 活動で良いことをたくさんすれば社会の信頼を得ることができるだろうとしている企業のこの姿勢はきびしく批判されるべきである。

これは監督官庁たる財務省が責任をもってやめさせるべきである。やめさせない場合には、財務省にもその責任は及ぶことを知るべきである。なぜならば、財務省は50%以上の株式を取得しており、いかようにでも命令することができるからである。

以上

FCTC第13条 ガイドラインから

企業の社会的責任

25. 援助の必要なことに寄付をすとか、自分の営業活動が「社会的責任」を果たしていることを強調して、タバコ産業が自らを善良な企業市民であるとみられるよう描き出そうとする傾向が強まっている。

26. 地域社会、健康推進、福祉、環境保護などの団体に直接あるいは別のルートを通じて、資金援助や現物支給の援助を行っているタバコ会社もある。このような寄付行為は、本条約第1条g項のタバコ産業によるスポンサー行為に該当する。したがって、このような寄付行為は、タバコ製品とタバコ使用を直接的あるいは間接的に促進奨励するという目的、効果あるいはそれらをもたらすおそれがあるがゆえに、包括的禁止措置の一環として禁止されるべきである。

27. タバコ会社は「社会的責任を果たす」企業活動（良好な労使関係や環境保護活動など）をやろうとしているようだが、他の分野には貢献活動をしようとししない。一般市民に「立派な」活動をやっていると宣伝することは、直接間接にタバコ製品やタバコ使用を推奨する目的、効果を意図してあるいはそのような期待のもとに行われるのであるから、禁止しなければならない。企業活動の年次報告書で触れたり、（採用活動や仕入れ先とのコミュニケーションなどの）企業管理上必要な場合以外に、一般市民にそのような情報を広めることも禁止しなければならない。

28. タバコ産業が行う「未成年者喫煙防止キャンペーン」などの市民教育キャンペーンは、タバコ産業以外の関係者が主催者の場合「寄付行為」と解釈され、タバコ産業主導で行われる時は企業宣伝そのものとなるから禁止しなければならない。

勧告

締約国はタバコ会社が「企業の社会的責任を果たすために」行ういかなる形態の寄付行為もスポンサー行為となるが故に、禁止すべきである。「社会的責任を果たす」ための企業活動を宣伝することは禁止すべきである。なぜなら、それそのものが宣伝、販売促進行為だからである。